

広陵町有料広告掲載取扱要綱

広陵町有料広告掲載取扱要綱（平成30年4月1日施行）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、民間事業者等の事業活動を促進するとともに、町の財源確保のため、広告を掲載することができる媒体（以下「広告媒体」という。）への広告の掲載に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（広告掲載の媒体）

第2条 広告媒体は、次に掲げるものとする。

- (1) 広報「こうりょう」
- (2) 広陵町ホームページ
- (3) その他町が発行する印刷物等で町長が適当と認めるもの

（広告掲載の範囲）

第3条 掲載する広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反する又はそのおそれがあるもの
- (2) 市町村民税等の滞納がある者によるもの
- (3) 公序良俗に反する又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの又は選挙に関するもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 係争中の事件に関する声明広告
- (7) 社会問題についての主義主張
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 町の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの

(10) その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと町長が認めるもの

(広告掲載の審査)

第4条 町長は、広告を掲載しようとする者から申込みのあった広告に関し、その掲載の適否等を審査するため、広報掲載審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員は、広陵町広報編集会議委員をもって充てる。

(広告掲載表示基準)

第5条 具体的な表示内容等の基準については、別途定めるものとする。

(広告主の責任)

第6条 広告の内容に関する一切の責任は、広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）が負うものとし、町長は一切の責任を負わないものとする。

2 広告主は、町長に対して、広告内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容に係る財産権の全てにつき権利処理が完了していることを保証しなければならない。

3 第三者から広告に関して損害を被った旨の請求がなされた場合は、広告主の責任において解決するものとし、町長は一切の責任を負わないものとする。

4 広告の版下の作成に係る一切の費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載決定を取り消すことができる。

(1) 掲載を決定した広告が第3条の規定に反するものであることが分かったとき。

(2) 広告主が広告掲載料を納入しなかったとき。

(3) 広告主が虚偽の申込みをしたとき。

(4) 広告媒体の編集発行上の支障が生じたとき。

2 町長は、前項の規定による取消しを行ったことにより、広告主に損害が生じてても一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

